

「学校の新しい生活様式」に基づく

フローティングスクールにおける 衛生管理

滋賀県立びわ湖フローティングスクール

令和2年7月

1 はじめに

びわ湖フローティングスクールは、学校教育の一環として、滋賀県内小学5年生を対象に母なる湖・びわ湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開している。「環境に主体的にかかわる力」や「自ら課題をもち協働して解決に取り組む力」を培い、「新しい時代を切り拓く力」をもった子を育てるため、37年間で約56万7千人の県内外の子どもたちが乗船しており、他に類を見ない、滋賀県の誇るべき教育活動の一つといえる。

フローティングスクール実施において「新型コロナウイルス感染症」の感染防止を図り、今後とも安全・安心の充実したフローティングスクールを実現していくため、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」および滋賀県教育委員会作成の「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン～『新しい生活様式』の定着に向けて～」などを踏まえ、フローティングスクール運営のガイドラインを示した「フローティングスクールにおける衛生管理」を策定した。

この内容は、今後、国の通知・状況等により、見直すことがある。

2 具体的な対策にあたっての考え方

- ・三密（密接・密集・密閉）を減らす。
- ・病原菌やウイルスを持ち込まない。

3 具体的な感染防止対策（○乗船校対応 ●F S対応 ◎両方）

（1）F S所員、船員、食堂スタッフ向けの対策

- 事前の打合せ等は、可能な限り少人数・短時間で実施する。
- 事前の検温等、体調管理を徹底し、体調不良者や濃厚接触の恐れがある所員、船員、食堂スタッフによる乗船勤務は行わない。
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航経験ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合、その所員、船員、食堂スタッフは業務を行わない。
- 万一、乗船中の所員・船員・食堂スタッフが体調不良となった場合は、速やかに航海から離脱させ、代替要員を手配する。
- 船内には予備として、携帯用の消毒キット、マスク、体温計、白手袋等を用意する。

（2）児童、教職員、その他の同行関係者向けの対策

○児童に航海中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、バス乗車中、食事中、船内設備利用中の会話を控える等）の事前指導を実施する。

(児童、教職員の乗船可否の例)

＜児童・教職員の状況例＞	乗船の可否
・児童、教職員の家族の職場に濃厚接触者がいた場合 (家族は濃厚接触者ではない場合)	乗船可
・児童、教職員の家族が濃厚接触者となった場合 ※ただし、感染の可能性が高まっていると保護者からの申し出により合理的な理由があると校長が判断した際には、乗船不可とする。	乗船可 (FS、幼小中教育課、学校で協議が必要)
・児童、教職員の家族の感染が判明した場合	乗船不可
・児童、教職員の感染が判明した場合	乗船不可
・児童、教職員に発熱等の風邪の症状がみられる場合	乗船不可

※不明な場合は、その都度、フローティングスクールと学校で協議するものとする。

(3) 航海行程、運營業務上の対策

- バス、船内等の事前および定期的な消毒と、機能を最大限とした換気の依頼をする。
- 手洗い、消毒等の環境整備と定期的な実施、ならびに健康チェック等に必要の行程上の時間的な余裕を確保し、引率教職員の協力のもとスケジュール調整等を行う。
- ◎感染症対策専門家会議で策定された、「換気の悪い密閉空間」「多くの人が密集」「近距離での会話や発声」という3つの条件が同時に重ならないよう、航海中の換気や会話の抑制、人と人との距離の確保等、最大限の注意と配慮を行い、航海を実施する。
- ◎航海開始前・開始後の感染状況の変化等により、航海の安全かつ円滑な実施が困難、または困難となる可能性が大きい場合は、学校と協議の上、航海を中止し、出港地に引き返す等の措置を取る。

(4) 集合場所について

- 可能な限り、開放された広い場所を確保し、集合の方法、クラスや列の間隔・前後の隊形、ならびに移動方法や経路について、余裕を持たせた体制・方法を確保する。また、人数の確認や指導等については短時間で行う。
- ※解散の場面も同様

(5) バス利用上の対策

- 乗車前の手指消毒、マスクの着用、会話の抑制等の指導をする。
- 空調装置の作動、窓開けによる換気、設備や車両の定期的な消毒、消毒設備の設置、利用者への注意喚起、乗務員・従業員への指導・管理徹底等を事前に依頼する。
- バスの乗車率を下げて配車し、児童は隣の席をできるだけ空けて座るなど、密集を避ける。

- できる限り一校で乗車できるように配車する。
- 乗務員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発、指導等の徹底を依頼する。
- 乗務員に体調不良者が発生した場合は、速やかに代替乗務員・従業員の確保を行うように依頼する。

(6) うみのこ船内の換気について

- 空調設備による換気（エアコン・吸気口の拡大改修実施）
- 甲板の出入り口ドアおよび窓の開放による換気

(7) 「うみのこ食堂」 利用上の対策

- びわ湖学習と食事を前後半で実施し、食堂の利用児童数を半分に減らし、密集を防ぐ。
- 準備時には全員がマスク・三角巾を着用する。
- 食事係を設定せず、自分の食事は他人の手が触れないよう自分で配膳、片付けをする。
- 8人テーブルに基本4人掛けとし、隣の席を空けて座る。
- テーブルの中央にアクリル板の仕切りを設置し、飛沫感染を防止する。
- 食堂のドアを開け、換気を行う。
- 従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底するように依頼する。
- 食堂スタッフの勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼する。
- 食堂スタッフに体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し、代替りの食堂スタッフを業務に就かせるよう要請する。
- 衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請する。

(8) 船内での活動について

- 食事とびわ湖学習を前後半制とする。
- 状況によっては、掃除を実施しなくてもよい。
- ◎乗船後、すぐに手洗いをを行う。
- ◎開校式・閉校式は実施しない。
- ◎避難訓練として、避難経路の確認と、救命胴衣の着用の仕方を指導する。
- ◎各活動前後、部屋の入り口に手指消毒キットを置き、消毒を行う。
- ◎学習に使用した備品類は使用後にすべてアルコール消毒を行う。
- ◎展望活動はできるだけ甲板と船内に分かれて密集しないように実施する。
- 航海中は、可能な限り人と人の距離を取り、場合により互いの会話を控える等の指導をする。

- 班は学校ごとの8人編成を基本とし、班の中で複数校が混ざらないようにする。
- 食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクの着用を励行。(気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクを外すことをすすめる場合がある。)

(9) その他

○航海前の健康観察

乗船当日の朝の検温を実施する。

バス乗車前に健康観察を行い、児童の健康状態を把握する。

○保護者からの参加同意書(学校作成)

保護者に対して同意書や参加書等により、フローティングスクールへの参加について了解を得る。

○航海時持参物について

・マスク(1日1枚)

・ハンカチ(1日1枚:手洗い後に個人で使用)

・ティッシュ

・マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等(利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋を通常の持参物に加えて持参することが望ましい。)

※航海中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚)として、共用はしないように指導する。

○航海中、体調が悪くなった場合は近くの先生や、所員に知らせるよう指導しておく。

○班別行動中の注意事項

班別行動中においても、可能な範囲で「密を避ける行動」に留意し、各所の設備を利用した手洗い・消毒等を定期的実施することを推奨する。

○航海実施中の発症者発生時の対応について

速やかに発症者等の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行う。

管轄保健所と医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者への対応を行う。また、それらの関係者の意見を参考に、学校側と事後の行程に関する検討を行う。

※学校を通して保護者にも同時進行にて状況連絡を行う。

○航海終了後の健康観察

参加児童や同居の家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施後の一定期間(目安として2週間程度)行う。